

別紙 5

仙台湾沿岸地区海岸防災林の再生に係る 標識及び標柱等の設置について

標識及び標柱等の設置については、次のとおりとします。

標識及び標柱等の規格	標識のサイズ B1判 (728mm × 1,030mm) 以下 標柱のサイズ 角柱 (120mm 角)、円柱 (直径 150mm) 以下 高さ 地上から 1.6m 以下 (現地に設置している防風柵の高さ程度)
標識の設置数	1 団体につき 1 基まで (1 ha を越える場合は 3 基まで)
標柱の設置数	1 団体につき 1 本まで (1 ha を越える場合は 3 本まで)
デザイン及び文面等	標識及び標柱には、社会貢献の森の名称及び協定者名を明示するよう願います。 当該箇所は被災地であり国有林であることに鑑み、華美なもの、公序良俗に反するもの、美観風致を損なうもの、その他森林管理署長が不相当と認めるものは避けるようご配慮願います。 また、環境に配慮するため <u>木質系</u> のものをご利用願います。

注) 協定の有効期間が満了し更新しなかった場合、又は協定を破棄した場合は標識及び標柱等を撤去して下さい。